

ひろしまサンドボックス公共市場参入支援補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 ひろしまサンドボックス公共市場参入支援補助金（以下「補助金」という。）は、予算の範囲内において交付するものとし、その交付に関しては、広島県補助金等交付規則（昭和48年広島県規則第91号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、この要綱に定めるところによる。

(目的)

第2条 この補助金は、参入障壁の高い公共市場へ挑戦する県内外の中小企業者（以下「補助事業者」という。）と県内市町をマッチングし、デジタル技術を活用したソリューションの開発・実証を支援するとともに、本事業で開発・実証されたソリューションについて、他の自治体や民間企業での活用を促進することで、広島県への進出及び定着を促し、本県産業や経済の発展に寄与することを目的とする。

(補助対象経費、補助率及び補助限度額)

第3条 本補助金の交付対象となる事業は、広島県が別に定める公募要領によって採択した補助事業者が実施する事業とする。補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）の経費区分及び内容並びに補助率及び補助限度額は、別表1に掲げるとおりとする。ただし、補助対象経費には消費税及び地方消費税は含まれないものとする。

2 前項の規定により算出した補助金の額に千円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

(交付の申請)

第4条 規則第3条第1項の規定による補助金交付申請書の様式は、別記様式第1号のとおりとし、その提出期限は、知事が別に定める期日とする。

2 規則第3条第1項の規定により補助金交付申請書に添付しなければならない書類は、次のとおりとする。

- (1) 事業計画書
- (2) 支出予算書
- (3) 補助事業申請日から3か月以内に県税事務所で発行された申請者の県税納税証明書（県税及び地方法人特別税について滞納がないこと）
- (4) その他知事が必要と認める書類

(交付決定の通知)

第5条 規則第4条第1項の規定による補助金の交付の決定は、補助金交付決定通知書により行うものとする。

(交付の条件)

第6条 規則第5条第1項の規定により付する条件は、次のとおりとする。

(1) 補助事業に要する経費の配分の変更(別表2に掲げる軽微な変更を除く。)をする場合は、知事の承認を受けること。

(2) 補助事業の内容の変更(別表2に掲げる軽微な変更を除く。)をする場合は、知事の承認を受けること。

(3) 補助事業を中止し、又は廃止する場合には、知事の承認を受けること。

(4) 補助事業の遂行が困難となった場合又は補助事業が予定期間内に完了しない場合においては、速やかに知事に報告してその指示を受けること。

2 補助事業者は、前項各号の承認等を受けようとする場合には、第1号から第3号までの場合については別記様式第2号による承認申請書を、第4号の場合については別記様式第3号による遅延等報告書を知事に提出するものとする。

(申請の取下げ)

第7条 規則第7条第1項の規定による申請の取下げをすることができる期間は、規則第6条の規定による通知を受けた日から起算して20日以内とし、別記様式第4号による取下届出書を知事に提出するものとする。

(実績報告)

第8条 規則第12条の規定による補助事業実績報告書は、別記様式第5号のとおりとし、その提出期限は、補助事業が完了した日(補助事業の中止又は廃止の承認を受けた場合にあつては当該承認を受けた日。以下同じ。)から起算して30日を経過した日又は補助事業が完了した日の属する県の会計年度の翌会計年度の4月10日のいずれか早い日とする。

2 規則第12条の規定により補助事業実績報告書に添付しなければならない書類は次のとおりとする。

(1) 事業実績明細書

(2) 執行状況内訳書

(3) 支出証拠書類

(4) その他知事が必要と認める書類

(補助金等の交付)

第9条 補助金は、規則第13条の規定により知事が交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に通知した後に交付する。

2 前項の通知を受けた補助事業者は、別記様式第6号により補助金の交付を請求するものとする。

(補助事業の経理等)

第10条 補助事業者は、補助事業の経理については、帳簿及び全ての証拠書類を備え、他の経理と明確に区分して経理し、常にその収支の状況を明らかにし

ておかなければならない。

- 2 規則第 21 条の規定による帳簿及び書類を保存しなければならない期間は、補助事業が完了した日から起算して 10 年を経過した日の属する県の会計年度の末日までとする。

(財産の管理等)

第 11 条 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増した財産（以下、「取得財産等」という。）については、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に沿って、その効率的運用を図らなければならない。

- 2 補助事業者は、取得財産等について、別記様式第 7 号による取得財産等管理台帳を備え管理するとともに、第 8 条に規定する報告書に取得財産等管理台帳の写しを添付しなければならない。

(財産の処分の制限)

第 12 条 取得財産等のうち、規則第 22 条第 2 号及び第 3 号の規定に基づき知事が定める処分を制限する財産は、取得価格又は効用の増加価格が単価 50 万円以上（税抜）の機械、器具、備品及びその他の財産とする。

- 2 規則第 22 条第 1 項ただし書きの規定に基づき知事が定める期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号）に定めるとおりとする。
- 3 補助事業者は、前項に規定する期間中において、処分を制限された取得財産等を処分しようとするときは、あらかじめ別記様式第 8 号による財産処分承認申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。
- 4 知事は、前項に係る承認をした場合において、補助事業者に当該承認に係る財産を処分したことによる収入があったときは、その収入の全部又は一部を県に納付させることがある。ただし、補助対象事業の成果を活用して実施する事業に使用するために取得財産等を転用する場合は、あらかじめ別記様式第 9 号による承認申請書を知事に提出し、その承認を受けたときは、納付を免除する。
- 5 知事は、前項ただし書きの規定による承認申請書の提出があった場合には、その内容を審査し、補助対象事業の成果が活用されるものと認めるときには、転用を承認し、当該補助事業者に通知するものとする。
- 6 知事は、前項の承認に関して必要な条件を付することができる。

(産業財産権等に関する届出)

第 13 条 補助事業者は、補助事業に基づく発明、考案等に関して、産業財産権等（特許権、実用新案権、意匠権、商標権又は著作権等）を、補助事業の交付決定のあった会計年度の終了後 5 年以内に出願若しくは取得した場合、又はそれらを譲渡し若しくは実施権を設定した場合には、当該県の会計年度の終了後 30 日以内に別記様式第 10 号による届出書を知事に提出しなければならない。

(その他)

第 14 条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付等に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、令和 8 年 4 月 1 日から施行し、令和 8 年度から適用する。

別表 1 (補助対象経費、補助率及び補助限度額)

| 経費区分 | 内容 | 補助率及び補助限度額 |
|--------|--|---------------------------|
| 機器設備費 | 実証事業の実施に必要な機器設備(取得価格が10万円以上)の購入に要する経費 | 補助率 2/3 補助限度額 100万円 |
| 賃借料 | 実証事業の実施に必要な施設、土地及び実証事業の実施に必要な機器設備等の借用に要する経費等 | |
| 試作・開発費 | 実証事業の実施に必要な試作品の開発及び実証に要する経費 | |
| 消耗品費 | 取得価格が10万円未満又は使用可能期間が1年未満のもの購入に要する経費 | |
| 外注費 | 補助事業者が直接実施することができない又は適当でないものについて、他の事業者等に外注するために要する経費 なお、補助対象経費に占める外注費の割合は1/2を限度とする。 | |
| 補助員雇上費 | 実証事業に補助的な立場で直接従事した者(アルバイト等)の雇用に係る経費 | |
| 旅費 | 実証事業の実施に必要な国内の交通、宿泊に要する経費 | |
| 謝金 | 実証事業の実施に必要な活動を行うため、協力者等に支払う謝金等 | |
| 広報費 | 実証事業の実施に必要な広告宣伝費等 | |

別表 2 (軽微な変更)

| 区分 | 軽微な変更の内容 |
|---------|--|
| 経費配分の変更 | <ul style="list-style-type: none"> 補助事業に要する経費全体の20パーセント以内の減少となる変更をする場合 別表1に掲げる経費区分の相互間において、補助対象経費を流用する場合 |
| 事業内容の変更 | 第4条の規定により提出する事業計画書に記載の内容が、補助事業の目的達成に支障をきたすことなく、かつ、事業効率を低下させない事業計画の細部の変更をする場合 |

様式第1号（第4条関係）

年度ひろしまサンドボックス公共市場参入支援補助金
交付申請書

年 月 日

広島県知事様

申請者

| | |
|----------|--|
| 郵便番号 | |
| 住所 | |
| 会社・団体名 | |
| 代表者役職・氏名 | |
| 担当者役職・氏名 | |
| 連絡先 | |

年度において、実証事業を実施したいので、ひろしまサンドボックス公共市場参入支援補助金交付要綱第4条の規定により、次のとおり補助金の交付を申請します。

1 交付申請額
_____円

| 項目 | 金額 | 備考 |
|-------------------|----|---------------------------|
| 補助事業に 要する経費（A） | 円 | |
| 補助対象経費 （B） | 円 | （A）から消費税及び地方 消費税を除いたもの |
| 補助金交付申請 | 円 | （B）×補助率 ※千円未満切捨てとする |

2 申請の内容
別紙「事業計画書」、「支出予算書」のとおり

3 その他添付書類
納税証明書

（注）用紙の大きさは日本産業規格A4とし、縦位置左とじとすること。

様式第2号（第6条関係）

年度ひろしまサンドボックス公共市場参入支援に係る
補助事業計画変更等承認申請書

年 月 日

広島県知事様

申請者

| | |
|----------|--|
| 郵便番号 | |
| 住所 | |
| 会社・団体名 | |
| 代表者役職・氏名 | |
| 担当者役職・氏名 | |
| 連絡先 | |

年 月 日付け指令〇〇第 号で交付決定通知のあったこの補助事業計画の内容を次のとおり（変更、中止、廃止）したいので、ひろしまサンドボックス公共市場参入支援補助金交付要綱第6条第2項の規定に基づき、申請します。

1 （変更、中止、廃止）の理由

| |
|--|
| |
|--|

2 （変更、中止、廃止）の内容

| |
|--|
| |
|--|

（注1）（変更、中止、廃止）について、該当する文字のみとすること。

（注2）理由はできるだけ詳細に記入すること。

（注3）用紙の大きさは日本産業規格A4とし、縦位置左とじとすること。

様式第3号（第6条関係）

年度ひろしまサンドボックス公共市場参入支援に係る
補助事業遅延等報告書

年 月 日

広島県知事様

申請者

| | |
|----------|--|
| 郵便番号 | |
| 住所 | |
| 会社・団体名 | |
| 代表者役職・氏名 | |
| 担当者役職・氏名 | |
| 連絡先 | |

年 月 日付け指令〇〇第 号で交付決定通知のあったこの補助事業計画の遅延等について、ひろしまサンドボックス支援補助金交付要綱第6条第2項の規定に基づき、次のとおり報告します。

- 1 補助事業の進捗状況
- 2 補助事業に要した経費
- 3 遅延等の内容及び原因
- 4 遅延等に対して採った措置
- 5 補助事業の遂行及び完了の予定

(注1) 必要に応じて、支出内訳書を添付すること。

(注2) 用紙の大きさは日本産業規格A4とし、縦位置左とじとすること。

様式第4号（第7条関係）

年度ひろしまサンドボックス公共市場参入支援補助金
交付申請取下届出書

年 月 日

広島県知事様

申請者

| | |
|----------|--|
| 郵便番号 | |
| 住所 | |
| 会社・団体名 | |
| 代表者役職・氏名 | |
| 担当者役職・氏名 | |
| 連絡先 | |

年 月 日付け指令〇〇第 号で交付決定通知のあったこの補助金の交付申請を、次のとおり取り下げることとしたので、ひろしまサンドボックス公共市場参入支援補助金交付要綱第7条の規定に基づき、次のとおり届け出ます。

【交付申請の取下理由】

(注1) 理由はできるだけ詳細に記入すること。

(注2) 用紙の大きさは日本産業規格A4とし、縦位置左とじとすること。

様式第5号（第8条関係）

年度ひろしまサンドボックス公共市場参入支援に係る
補助事業実績報告書

年 月 日

広島県知事様

申請者

| | |
|----------|--|
| 郵便番号 | |
| 住所 | |
| 会社・団体名 | |
| 代表者役職・氏名 | |
| 担当者役職・氏名 | |
| 連絡先 | |

年 月 日付け指令〇〇第 号で交付決定通知のあったこの補助事業を完了したので、ひろしまサンドボックス公共市場参入支援補助金交付要綱第8条第1項の規定に基づき、次のとおり実績を報告します。

1 補助金額

_____円

| 項目 | 金額 | 備考 |
|-------------------|----|---------------------------|
| 補助事業に 要した経費（A） | 円 | |
| 補助対象経費（B） | 円 | （A）から消費税及び地方 消費税を除いたもの |
| 補助金額 | 円 | （B）×補助率 ※千円未満切捨てとする |

2 補助事業の実績等

別紙「事業実績明細書」、「執行状況内訳書」、「支出証拠書類」のとおり

（注）用紙の大きさは日本産業規格A4とし、縦位置左とじとすること。

様式第6号（第9条関係）

年度ひろしまサンドボックス公共市場参入支援補助金
精算払請求書

年 月 日

広島県知事様

申請者

| | |
|----------|--|
| 郵便番号 | |
| 住所 | |
| 会社・団体名 | |
| 代表者役職・氏名 | |
| 担当者役職・氏名 | |
| 連絡先 | |

年 月 日付け指令〇〇第 号で交付決定通知のあったこの補助事業について、ひろしまサンドボックス公共市場参入支援補助金交付要綱第9条の規定に基づき、次のとおり請求します。

1 請求額 金 _____ 円

2 振込先

| | | | |
|----------|---------|--------|--|
| 金融機関名 | | 本店・支店名 | |
| 預金種目 | 普通 ・ 当座 | | |
| 口座番号 | | | |
| 口座名義 | | | |
| 口座名義フリガナ | | | |

(注1) 算用数字を使用すること。

(注2) 用紙の大きさは日本産業規格A4とし、縦位置左とじとすること。

様式第7号（第11条関係）

取得財産等管理台帳（〇〇年度）

| | |
|-----|--|
| 会社名 | |
|-----|--|

（単位：円）

| No. | 財産名 | 数量 | 取得 価格 単価 | 取得 価格 | 取得 年月日 | 耐 用 年 数 | 保管 場所 | 備考 |
|-----|-----|----|----------------|----------|-----------|------------------|----------|----|
| | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |

（注1） 対象となる取得財産等は、取得価格又は効用の増加価格が1個又は1組50万円以上の財産とする。

（注2） 取得価格単価が異なる場合は分割して記載すること。

（注3） 取得年月日は、検収年月日を記載すること。

（注4） 取得財産等については識別できる表示をするとともに、写真を添付すること。

様式第8号（第12条関係）

年度ひろしまサンドボックス公共市場参入支援補助金に係る
財産処分承認申請書

年 月 日

広島県知事様

申請者

| | |
|----------|--|
| 郵便番号 | |
| 住所 | |
| 会社・団体名 | |
| 代表者役職・氏名 | |
| 担当者役職・氏名 | |
| 連絡先 | |

年度ひろしまサンドボックス公共市場参入支援補助金に係る取得財産等を処分したいので、ひろしまサンドボックス公共市場参入支援補助金交付要綱第12条第3項の規定に基づき、下記のとおり申請します。

- 1 取得財産名及び取得年月日、耐用年数
- 2 取得価格及び時価
- 3 処分の理由
- 4 処分の方法及び時期
- 5 処分により得る収入の見込み額

様式第9号（第12条関係）

年度ひろしまサンドボックス公共市場参入支援補助金に係る
補助事業等の成果を活用して実施する事業に使用するための財産転用承認申請書

年 月 日

広島県知事様

申請者

| | |
|----------|--|
| 郵便番号 | |
| 住所 | |
| 会社・団体名 | |
| 代表者役職・氏名 | |
| 担当者役職・氏名 | |
| 連絡先 | |

年度ひろしまサンドボックス公共市場参入支援補助金に係る取得財産等を転用したいので、ひろしまサンドボックス公共市場参入支援補助金交付要綱第12条第4項ただし書の規定に基づき、下記のとおり申請します。

1 転用する取得財産等について

| 財産名 | 取得数量 | 転用数量 | 取得価格 (円、税抜) | 取得 年月日 | 保管場所 (転用前) | 補助金額 (円) |
|-----|------|------|----------------|-----------|---------------|-------------|
| | | | | | | |

2 転用用途について

(1) 取得財産等のこれまでの使用目的と使用用途

(2) 取得財産等の転用後の使用目的と使用用途

(3) 補助事業の成果との関連性

様式第 10 号（第 13 条関係）

年度ひろしまサンドボックス公共市場参入支援補助金に係る
産業財産権等の取得等届出書

年 月 日

広島県知事様

申請者

| | |
|----------|--|
| 郵便番号 | |
| 住所 | |
| 会社・団体名 | |
| 代表者役職・氏名 | |
| 担当者役職・氏名 | |
| 連絡先 | |

年 月 日付け指令〇〇第 号で交付決定を受けた補助事業の産業財産権等（特許権、実用新案権、意匠権、商標権又は著作権等）の出願（取得、譲渡、実施権の設定）について、ひろしまサンドボックス公共市場参入支援補助金交付要綱第 13 条の規定に基づき、下記のとおり報告します。

- 1 補助事業の内容
- 2 産業財産権の種類及び出願・登録番号等
- 3 内容（取得、譲渡、実施権の設定）及び出願等年月日
- 4 相手方及び条件（譲渡及び実施権設定の場合）